



働き方改革先進都市まつやまの実現に向けた連携協定書



(目的)

第1条 本協定は、松山市とサイボウズ株式会社(以下「両者」という。)が包括的な連携のもと、サービス業をはじめとした松山市内企業等の働き方改革を促進するとともに、活動成果を公開していくことで、働き方改革先進都市の実現に資することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、本協定の目的を達成するために、まつやま働き方改革推進会議(以下「会議」という。)を設置し、次に掲げる事項に関する施策の検討及び実施を行うものとする。

- (1) 兼業や副業など多様な働き方の促進
- (2) 人手不足への対策として、IT機器の導入等を通じた業務の効率化
- (3) 働きたい・働き続けたい職場環境の整備
- (4) 市内企業等に広く普及させるための周知啓発等
- (5) 本協定により得られた有形及び無形の成果物の共有並びに使用に関しての協力
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項の実施

2 前項に規定する会議の構成、開催方法、開催頻度その他会議に必要な事項は、両者の協議により定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1月前までに、両者で目的の成果物を確認し、いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定解除)

第4条 両者のいずれかが有効期間の途中において解約を申し出た場合は、両者協議の上、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第5条 本協定の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。また、本協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月24日

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市長

野志 克仁

東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー27階

サイボウズ株式会社

代表取締役社長

青野 慶久